

第 6681 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 5月17日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 法人税や相続税の申告期限の個別延長

Q：新型コロナによるやむを得ない理由がある場合は、所得税の申告期限の個別延長が認められるそうですが、法人税や相続税にはそのような制度はないのですか？

A：やむを得ない理由があると認められる場合には、延長が認められます。

【解説】

新型コロナの影響で、所得税の確定申告の期限が4月15日に延長されましたが、期限までに申告・納付等することができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められることとされています。

ところで、お尋ねにある法人税や相続税の申告期限の個別延長ですが、同様に、新型コロナの影響で申告期限までに申告・納付等が困難という場合には、個別指定による期限延長が認められることとなっています。

なお、なお、令和3年4月16日(金)以後に個別指定による期限延長を申請する場合は、期限までに申告・納付等することができないやむを得ない理由を具体的に確認する必要があるため、申告所得税等の取扱いと同様に、個々の状況を記載する欄がある「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成して提出しなければなりません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】